別表第四

年齢	性別 男子	性別 女子
39歳	36.89956	39.55511
40歳	36.32404	39.00965
41歳	35.74239	38.45832
42歳	35.15460	37.90107
60歳	21.72665	26.06368
61歳	21.12059	25.43443
62歳	20.51492	24.80088
63歳	19.90939	24.16271
64歳	19.30410	23.52010
65歳	18.69909	22.87318
66歳	18.09395	22.22227
67歳	17.48912	21.56808
68歳	16.88512	20.91142
69歳	16.28215	20.25240
70歳	15.67981	19.59126
71歳	15.07918	18.92894
72歳	14.48145	18.26604
73歳	13.88813	17.60305
74歳	13.30100	16.94065
75歳	12.72137	16.28007
76歳	12.14943	15.62147
77歳	11.58591	14.96564
78歳	11.03251	14.31361
79歳	10.49072	13.66641
80歳	9.96183	13.02461
81歳	9.44632	12.38891
82歳	8.94386	11.76017
83歳	8.45542	11.14052
84歳	7.98239	10.53173
85歳	7.52549	9.93521
86歳	7.08546	9.35209
87歳	6.66080	8.78162
88歳	6.25386	8.22707
89歳	5.85687	7.69049
62歳	22.16835	25.51401
63歳	21.46761	24.83453
64歳	20.76355	24.14973
65歳	20.05661	23.45980
90歳	5.47768	7.17310
91歳	5.12028	6.67389
92歳	4.78117	6.19248
93歳	4.46059	5.72952
94歳	4.15841	5.28864
95歳	3.87451	4.87378
96歳	3.60852	4.48454
97歳	3.36008	4.11959
98歳	3.12887	3.77897
99歳	2.91435	3.46281
100歳	2.71585	3.17126
101歳	2.53252	2.90471
102歳	2.36336	2.66385
103歳	2.20714	2.44993
104歳	2.06227	2.26569
105歳	1.92651	2.11654
106歳	1.79285	1.97868
107歳	1.65479	1.85111
108歳	1.49977	1.73268
109歳	1.30242	1.62188
110歳（男子にあっては110歳以上）	1.00893	1.51631
111歳	—	1.41155
112歳	—	1.29846
113歳	—	1.15610
114歳以上	—	0.93360

○農林水産省告示第七百九十七号

農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第十一条第一項の規定に基づき、農産物規格規程（平成十三年二月二十八日農林水産省告示第二百四十四号）の一部を次のように改正したので、同条第二項の規定に基づき、施行期日を平成二十五年四月二十八日と定め、公示する。

平成二十五年三月二十九日

農林水産大臣　林　芳正

第一の一の㈠のイの表北海道の項中「あきほ」を削り、「おぼろづき」の下に「、きたくりん」を加え、「、ほしたろう」を削り、「ほしまる」の下に「、雪の穂」を加え、同表岩手県の項中「ササニシキ」の下に「、たかたのゆめ」を加え、同表宮城県の項中「あきたこまち」の下に「、いのちの壱」を、「コシヒカリ」の下に「、五百川」を加え、同表秋田県の項中「コシヒカリ」の下に「、五百川」を、「でわひかり」の下に「、東北胚二〇二号」を、「ひとめぼれ」の下に「、ふくひびき」を加え、同表山形県の項中「つや姫」の下に「、出羽きらり」を加え、「、山形一〇〇号」を削り、同表茨城県の項中「あきだわら」の下に「、あさひの夢、一番星」を、「日本晴」の下に「、はえぬき」を、「ひとめぼれ」の下に「、ふくまる」を加え、同表栃木県の項中「ササニシキ」の下に「、新生夢ごこち」を、「とちぎの星」の下に「、とねのめぐみ」を加え、「及び夢ごこち」を「、夢ごこち及び夢の華」に改め、同表群馬県の項中「月の光」の下に「、とねのめぐみ」を加え、同表埼玉県の項中「彩のかがやき」の下に「、彩のきずな」を加え、同表千葉県の項中「あきたこまち」の下に「、あきだわら、いただき」を、「とねのめぐみ」の下に「、ヒカリ新世紀」を、「ミルキークイーン」の下に「、ミルキーサマー」を加え、同表新潟県の項中「あきだわら」の下に「、亀の蔵」を加え、同表石川県の項中「にこまる」の下に「、日本晴」を加え、同表福井県の項中「、内助の功」を削り、「フクヒカリ」の下に「、みつひかり」を加え、同表長野県の項中「秋晴」の下に「、風さやか」を加え、同表岐阜県の項中「、内助の功」及び「、初星」を削り、同表三重県の項中「、内助の功」を削り、同表滋賀県の項中「ヒノヒカリ」の下に「、みずかがみ」を加え、同表京都府の項中「キヌヒカリ」の下に「、京の輝き」を加え、「、収八二〇三」を削り、同表大阪府の項中「キヌヒカリ」を「あきたこまち、キヌヒカリ」に改め、同表兵庫県の項中「あきたこまち」の下に「、あきだわら」を加え、同表香川県の項中「あきたこまち」の下に「、おいでまい」を加え、「、香系八号」を削り、同表福岡県の項中「、春陽」を削り、同表佐賀県の項中「天使の詩」の下に「、鍋島」を加え、同表長崎県の項中「あさひの夢」の下に「、おてんとそだち」を加え、「、日本晴」を削り、同表熊本県の項中「、バンバンザイ」を削り、「ミズホチカラ」の下に「、みつひかり」を加え、同表宮崎県の項中「さきひかり」の下に「、夏の笑み」を加え、「、宮崎四五号」を削る。

第一の一の㈡のロの表千葉県の項中「及びマンゲツモチ」を「、マンゲツモチ及び峰の雪もち」に改め、同表佐賀県の項中「及びヒヨクモチ」を「、ヒヨクモチ及び峰の雪もち」に改める。

第一の二の㈠のハの表北海道の項中「、彗星及び初雫」を「及び彗星」に改め、同表岩手県の項中「及び吟ぎんが」を「、吟ぎんが及び結の香」に改め、同表神奈川県の項中「若水」を「山田錦及び若水」に改め、同表新潟県の項中「菊水」の下に「、越神楽」を加え、同表山梨県の項中「玉栄」を「吟のさと、玉栄」に改め、同表兵庫県の項中「フクノハナ」の下に「、辨慶」を加え、同表福岡県の項中「、西海一三四号」を削り、同表大分県の項中「五百万石」を「雄町、五百万石」に改める。

第一の四の㈠のイの表岩手県の項中「キタカミコムギ」の下に「、銀河のちから」を加え、同表千葉県の項中「農林六一号」を「さとのそら、農林六一号」に改め、同表福井県の項中「ナンブコムギ」の下に「及び福井県大三号」を加え、同表山梨県の項中「及び農林六一号」を「、農林六一号及びゆめかおり」に改め、同表三重県の項中「及び農林六一号」を「、農林六一号及びユメシホウ」に改め、同表福岡県の項中「、農林六一号」を削り、同表大分県の項の次に次のように加える。

宮崎県	チクゴイズミ〃

第一の五の㈠のイの表岐阜県の項中「ファイバースノウ」を「さやかぜ、ファイバースノウ」に改める。